

勤労学生控除

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、27万円 を「勤労学生控除」として所得控除できる。

(注) 勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等過程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上(夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上)
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間(普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間)が2年以上
- ・ 1年の授業時間数(普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数)が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

(3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区分	勤労学生控除額	区分	勤労学生控除額
	(昭和26年創設)	45年	所得控除 10万円
昭和26年	所得控除 15,000円	46年	〃 12万円
27年	税額控除 4,000円	48年	〃 13万円
30年	〃 5,000円	49年	〃 16万円
37年	〃 6,000円	50年	〃 20万円
42年	所得控除 7万円	52年	〃 23万円
43年	〃 8万円	59年	〃 25万円
44年	〃 9万円	元年	〃 27万円

勤労学生年間収入別学生数

① 大学・短大

単位(人, %)

収入		60万円以下	60 ～ 80	80 ～ 100	100 ～ 120	120 ～ 140	140 ～ 160	160 ～ 180	180 ～ 200	200 ～ 250	250 ～ 300	300 ～ 350	350 ～ 400	400 ～ 450	450 ～	計	全学生数	勤労学生割合 (%)
大 学	昼	538	0	0	19	197	259	0	0	377	358	594	259	259	8,779	11,639	2,244,375	0.5
	夜	0	5	0	80	0	139	126	81	252	9	76	76	9	20,647	21,500	124,617	17.3
	小計	538	5	0	99	197	398	126	81	629	367	670	335	268	29,426	33,139	2,368,992	1.4
短 大	昼	105	3	0	104	4	0	0	0	0	0	105	0	3	2,488	2,812	448,483	0.6
	夜	0	0	8	0	12	12	0	4	8	4	4	0	15	3,017	3,084	15,465	19.9
	小計	105	3	8	104	16	12	0	4	8	4	109	0	18	5,505	5,896	463,948	1.3
計		(1.7) 643	(0.0) 8	(0.0) 8	(0.5) 203	(1.5) 213	(1.1) 410	(0.3) 126	(0.2) 85	(1.6) 637	(1.0) 371	(2.0) 779	(0.9) 335	(0.7) 286	(89.5) 34,931	(100.0) 39,035	2,832,940	1.4

(備考)「平成8年度学生生活調査」及び「平成8年度学校基本調査」(文部省)による。

② 高 校

単位(人, %)

収入		70万円以下	70 ～ 100	100 ～ 130	130 ～ 160	160 ～ 200	200 ～ 250	250 ～ 300	300 ～	計	全生徒数	勤労学生割合 (%)
高 校	定時制	927	3,554	7,959	9,234	8,345	5,795	1,661	1,159	38,634	111,340	34.7
	通信制	1,092	2,776	2,959	4,916	7,055	8,739	5,962	12,016	45,515	155,342	29.3
計		(2.4) 2,019	(7.5) 6,330	(13.0) 10,918	(16.8) 14,150	(18.3) 15,400	(17.3) 14,534	(9.1) 7,623	(15.7) 13,175	(100.0) 84,149	266,682	31.6

(備考)「平成6年度定時制通信制高等学校生徒の有職状況等の調査」(文部省)による。

その他の所得控除制度の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済 等掛金控除	生命保険料控除	損害保険料控除	寄付金控除
		万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
民間 給与 所得者	昭和50年	2, 404	—	—	2, 332	10	1, 741	563	—
	55	2, 886	—	—	2, 729	27	2, 186	841	—
	60	3, 131	—	—	2, 910	37	2, 449	925	—
	平成元年	3, 197	—	—	2, 994	43	2, 611	1, 256	—
	2	3, 295	—	—	3, 102	41	2, 727	1, 317	—
	3	3, 422	—	—	3, 253	46	2, 875	1, 383	—
	4	3, 481	—	—	3, 316	36	(外年金) 2, 944	1, 420	—
	5	3, 593	—	—	3, 417	44	(558) 3, 015	1, 479	—
	6	3, 650	—	—	3, 616	46	(654) 3, 036	1, 537	—
	7	3, 606	—	—	3, 426	46	(671) 3, 063	1, 509	—
申告 所得者	8	3, 688	—	—	3, 488	51	(740) 3, 128	1, 553	—
	9	3, 701 → (100%)	—	—	3, 485 (94.2%)	38 (1.0%)	(670) 3, 087 (83.4%)	1, 601 (43.3%)	—
	昭和50年	462	0. 8	24	424	9	399	254	2. 2
	55	594	0. 7	60	551	28	514	322	5. 3
	60	737	0. 8	108	683	56	635	426	7. 9
	平成元年	797	0. 4	84	720	59	(外年金) 678	473	8. 2
	2	855	0. 7	96	775	64	(77) 731	506	9. 4
	3	856	0. 8	100	779	66	(96) 736	510	10. 1
	4	858	1. 1	102	786	70	(113) 743	522	10. 6
	5	843	0. 8	102	767	72	(126) 731	516	10. 7
	6	822	0. 9	96	749	65	(125) 713	513	10. 7
	7	802	0. 9	100	732	64	(129) 694	495	12. 2
	8	824	0. 6	104	747	67	(138) 710	511	10. 2
	9	827 → (100%)	0. 5 (0.1%)	109 (13.2%)	751 (90.8%)	66 (7.9%)	(136) 708 (85.6%)	515 (62.3%)	11. 9 (1.3%)

(備考) 民間給与所得者は「民間給与の実態」(国税庁)における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(非納税者を除く。)であり、申告所得者は「申告所得税の実態」(国税庁)による。

雑損控除

1 制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる。

(—— 足切り限度額)

次のいずれか多い方の金額

- ① (災害損失の額＋災害関連支出の金額)－年間所得金額×10%
- ② 災害関連支出の金額－5万円

(注) 災害関連支出の範囲

- (イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出
- (ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出
 - ・ 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ・ 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
 - ・ 住宅家財用の損壊等を防止するための支出
- (ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

2 雑損控除の沿革

年	足 切 り 限 度 額
昭和25年	(昭 和 2 5 年 創 設) 年間所得金額×10%
56	次のいずれか低い方の金額 ①災害関連支出 5万円 ②そ の 他 年間所得金額×10%

(参考) 災害減免法との関連

住宅家財等について災害によって受けた損失の金額が、住宅家財等の時価の50%以上である場合には、雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免税を受けることができる。

年間所得金額が300万円以下である場合	全額免除
“ 300万円を超え450万円以下である場合	50%相当額軽減
“ 450万円を超え600万円以下である場合	25%相当額軽減

医療費控除

1 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

(—— 足切り限度額)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{最高限度額} \\ \text{200万円} \end{array} \right\}$$

(注) 控除対象とされる医療費の範囲(所令207)

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健婦、看護婦又は準看護婦による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産婦による分娩の介助の対価

2 医療費控除の沿革

区 分	医 療 費 控 除	
	足 切 り 限 度 額	最 高 限 度 額
昭和25年	(昭和25年創設) 年間所得金額×10%	10万円
28	年間所得金額×5%	15万円
40	〃	30万円
45	次のいずれか低い方の金額 ①10万円 ②年間所得金額×5%	100万円
50	次のいずれか低い方の金額 ①5万円 ②年間所得金額×5%	200万円
63	次のいずれか低い方の金額 ①10万円 ②年間所得金額×5%	〃

医療費控除の適用状況の累年比較

区 分	申告納税者数	医 療 費 控 除			一世帯当たり 保険医療費
		適用者数	適用割合	控 除 額	
昭和 年	万人	万人	%	億円	万円
6 0	7 3 7	1 0 8	1 4 . 7	1 , 7 7 2	8
6 1	7 7 0	1 2 5	1 6 . 2	1 , 9 8 9	8
6 2	7 7 1	1 2 0	1 5 . 5	1 , 8 6 4	9
6 3	7 8 0	8 7	1 1 . 2	1 , 6 5 0	9
平成 元年	7 9 7	8 4	1 0 . 6	1 , 6 4 4	1 0
2	8 5 5	9 6	1 1 . 2	1 , 9 8 8	1 0
3	8 5 6	1 0 0	1 1 . 7	2 , 1 0 7	1 1
4	8 5 8	1 0 2	1 1 . 9	2 , 2 2 3	1 1
5	8 4 3	1 0 2	1 2 . 1	2 , 1 4 5	1 2
6	8 2 2	9 6	1 1 . 7	2 , 0 4 2	1 1
7	8 0 2	1 0 0	1 2 . 4	2 , 1 7 7	1 1
8	8 2 4	1 0 4	1 2 . 7	2 , 3 2 4	1 2
9	8 2 7	1 0 9	1 3 . 2	2 , 4 5 6	1 2
					(参考10年) 1 3

(備考) 1 「申告納税者数」「医療費控除」欄は「申告所得税の実態」(国税庁)による。

2 「一世帯当たり保険医療費」欄は「家計調査」(総務庁統計局)による。

[(平均×12カ月)]

3 「保険医療費」の範囲は、家計調査の分類による。

主要国における社会保険料の取扱い（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 年金保険料				(注3)	
(1) 事業主負担分	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)
(2) 被用者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	所得控除なし。	所得控除なし。	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得から控除
(3) 自営業者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	1 / 2 を所得控除	所得控除なし。	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得から控除
2. 医療保険料				(注3)	
(1) 医療保険制度	社会保険方式	———— (注2)	保険サービス方式	社会保険方式	社会保険方式
(2) 事業主負担分	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)
(3) 被用者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	所得控除なし	所得控除なし	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得から控除
(4) 自営業者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	所得控除なし	所得控除なし	保険料控除 (限度額有り)	全額を所得から控除

(注) 1. いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。

2. 米国においては、全国民を対象とした公的医療保険制度はなく、65歳以上の者等を対象としたメディケア、低所得者等を対象としたメディケイドのみである。本表においては、メディケイドの扱いを記載した。

3. ドイツにおいては、社会保険料及び個人年金掛金をあわせ、概算または実額による一定の保険料控除が認められる。

社会保険料控除の適用状況

区 分	民 間 給 与 所 得 者					申 告 所 得 者				
	納 税 者 数	適 用 者 数	適 用 割 合	控 除 額	1人当たり 控 除 額	納 税 者 数	適 用 者 数	適 用 割 合	控 除 額	1人当たり 控 除 額
年	万人	万人	%	億円	万円	万人	万人	%	億円	万円
昭和 40	1,294	1,218	94.2	2,767	2	292	249	85.3	594	2
45	1,972	1,796	91.1	8,383	5	447	394	88.1	1,841	5
50	2,404	2,332	97.0	25,281	11	462	424	91.6	4,558	11
55	2,886	2,729	94.6	53,759	20	594	551	92.7	12,115	22
60	3,131	2,910	92.9	80,892	28	737	683	92.6	20,633	30
61	3,168	2,972	93.8	89,249	30	770	709	92.1	22,296	31
62	3,189	2,993	93.9	91,015	30	771	696	90.3	22,187	32
63	3,244	3,065	94.5	96,781	32	780	710	91.1	23,627	33
平成 元	3,197	2,994	93.7	98,684	33	797	720	90.4	24,915	35
2	3,295	3,102	94.1	115,205	37	855	775	90.7	28,572	37
3	3,422	3,253	95.0	128,048	39	856	779	91.0	30,670	39
4	3,481	3,316	95.3	134,576	41	858	786	91.6	31,928	41
5	3,593	3,417	95.1	140,570	41	843	767	91.0	31,791	41
6	3,650	3,616	99.0	149,584	41	822	749	91.1	31,097	42
7	3,606	3,426	95.0	160,144	47	802	732	91.2	32,377	44
8	3,688	3,488	94.6	167,306	47	824	747	90.6	33,750	43
9	3,701	3,485	94.2	176,012	51	827	751	90.8	34,813	46

(備考) 民間給与所得者は、「民間給与の実態」(国税庁)における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(非納税者を除く。)であり、申告所得者は、「申告所得税の実態」(国税庁)による。

小規模企業共済等掛金控除

制度の概要

次の小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合には、その支払った金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。

支払った次の掛金の全額

- ① 小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金
- ② 心身障害者扶養共済制度に基づく共済契約の掛金

（参考１）小規模企業共済法に基づく共済契約の概要

１．加入資格

- (1) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合5人以下）の個人事業者
- (2) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合には5人以下）の会社の役員
- (3) 特別の法律によって設立された中小企業団体（企業組合、協業組合等に限る。）の一定の役員

２．掛金限度額

掛金の最高限度額は、月額7万円（年額84万円）

３．共済事由

- (1) 事業の廃止（個人事業主の死亡等を含む。）
- (2) 会社役員の疾病又は死亡による退職（任意退職を除く。）
- (3) 老齢給付（65歳以上で掛金払込期間が15年以上の場合に限る。）

４．共済金等の課税の扱い

共済金及び中途解約による解約手当金のうち年齢65歳以上又は掛金払込期間が15年以上の者が受ける解約手当金は退職所得課税（その他の解約手当金は一時所得課税）、但し分割共済金については、公的年金等に係る雑所得課税

（注）平成8年4月1日以後は、第2種共済契約制度を廃止し、第1種共済契約の名称を「共済契約」に変更することとされた。なお、平成8年3月31日以前に契約された第2種共済契約については、引き続き効力を有するものとされる。

（参考２）心身障害者扶養共済制度の概要

地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者に扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のため給付金を定期に支給することを定めている制度である。

なお、心身障害者が受ける給付金（脱退一時金を除く。）は、所得税が非課税とされる。

小規模企業共済等掛金控除の適用状況等

	民間給与所得者					申告所得者					(参考) 掛金の 限度額
	納税者数	適用者数	適用割合	控除額	1人当たり 控除額	納税者数	適用者数	適用割合	控除額	1人当たり 控除額	
年	万人	万人	%	億円	万人	万人	万人	%	億円	万人	万円
昭和50	2,404	10	0.4	53	5	462	9	2.0	68	7	12
55	2,886	27	0.9	295	11	594	28	4.6	452	16	36
60	3,131	37	1.2	718	19	737	56	7.6	1,244	22	60
61	3,168	35	1.1	745	21	770	64	8.3	1,495	24	60
62	3,189	35	1.1	849	24	771	48	6.3	1,293	27	60
63	3,244	41	1.3	1,018	25	780	58	7.4	1,547	27	60
平成元	3,197	43	1.3	1,080	25	797	59	7.4	1,750	30	84
2	3,295	41	1.2	1,178	29	855	64	7.5	2,132	33	84
3	3,422	46	1.3	1,428	31	856	66	7.7	2,247	34	84
4	3,481	36	1.0	1,287	36	858	70	8.2	2,583	37	84
5	3,593	44	1.2	1,512	34	843	72	8.5	2,600	36	84
6	3,650	46	1.3	1,593	34	822	65	7.9	2,385	37	84
7	3,606	46	1.3	1,578	34	802	64	8.0	2,325	36	84
8	3,688	51	1.4	1,833	36	824	67	8.1	2,541	38	84
9	3,701	38	1.0	1,548	41	827	66	7.9	2,719	41	84

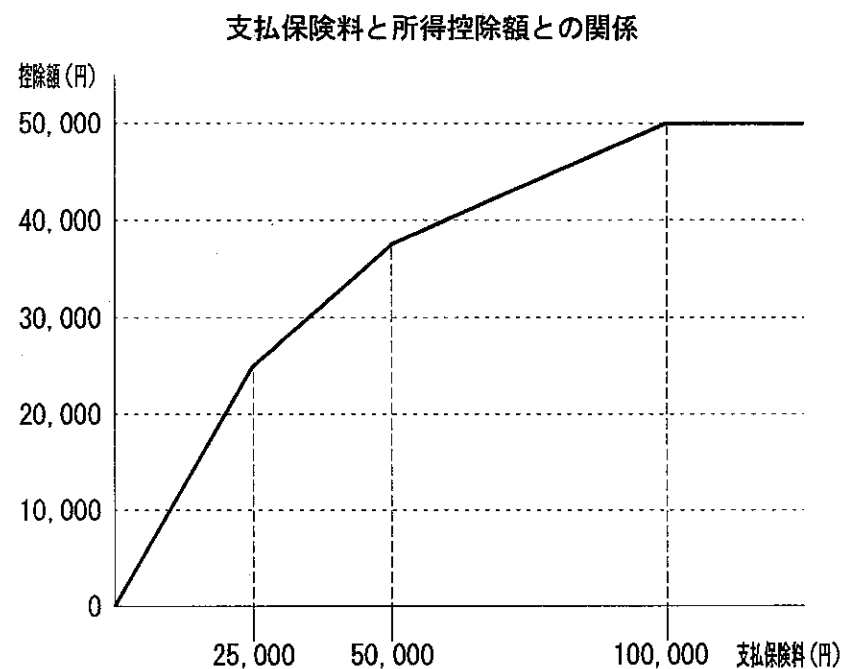
- (備考) 1. 民間給与所得者は「民間給与の実態」(国税庁)における年末調整を行った1年を通じて勤務した者(非納税者を除く。)であり、申告所得者は「申告所得税の実態」(国税庁)による。
2. 「掛金の限度額」は、「最高加入限度額(月額)×12」とした。

生命保険料控除

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



(注) 住民税については、それぞれ最高35,000円まで所得控除できる。

2 生命保険料控除の沿革

区 分	一般の生命保険料控除	個人年金保険料に係る 生命保険料控除
大正12年	(大正12年創設) 所得控除 最高 200円	
昭和15年	税額控除 最高 12円 (支払保険料(最高200円)の6%)	
17年	税額控除 最高 24円 (支払保険料(最高240円)の10%)	
22年	廃止	
26年	所得控除 最高 2,000円	
27年	〃 最高 4,000円	
28年	〃 最高 8,000円	
29年	〃 最高 12,000円	
30年	〃 最高 15,000円	
32年	〃 最高 22,500円	
37年	〃 最高 32,500円	
39年	〃 最高 35,000円	
41年	〃 最高 37,500円	
49年	〃 最高 50,000円	(59年別枠控除制度創設)
59年	〃 〃	所得控除 最高 5,000円
平成2年	〃 〃	〃 最高 50,000円

生命保険料控除の適用状況の累年比較

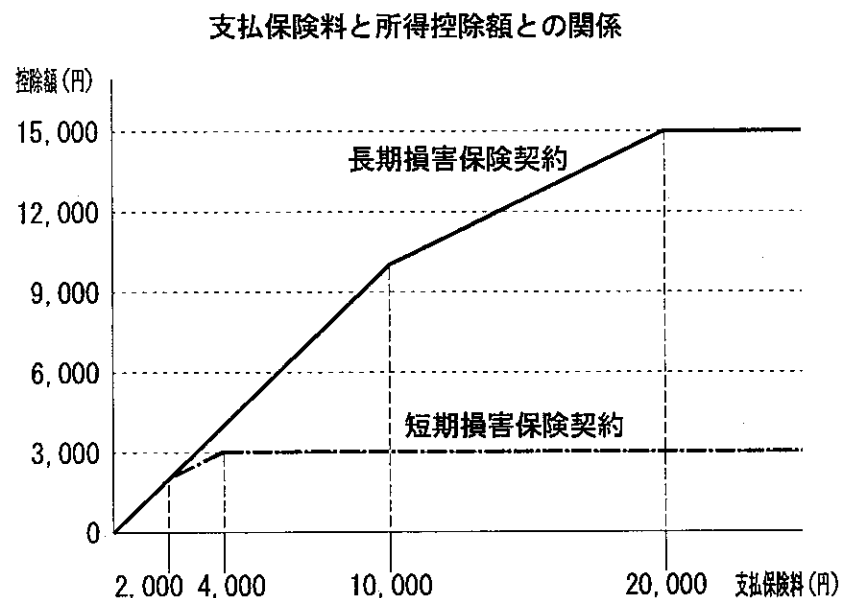
区 分		納 税 者 数	生命保険料控除	適 用 割 合
民間給与所得者	昭和 年	万人	万人	%
	50	2, 4 0 4	1, 7 4 1	7 2. 4
	55	2, 8 8 6	2, 1 8 6	7 5. 8
	60	3, 1 3 1	2, 4 4 9	7 8. 2
	平成元	3, 1 9 7	2, 6 1 1	8 1. 6
	2	3, 2 9 5	2, 7 2 7	8 2. 7
	3	3, 4 2 2	2, 8 7 5	8 4. 0
	4	3, 4 8 1	2, 9 4 4	8 4. 6
	5	3, 5 9 3	3, 0 1 5	8 3. 9
	6	3, 6 5 0	3, 0 3 6	8 3. 2
	7	3, 6 0 6	3, 0 6 3	8 4. 9
	8	3, 6 8 8	3, 1 2 8	8 4. 8
	9	3, 7 0 1	3, 0 8 7	8 3. 4
申告所得者	昭和 年	万人	万人	%
	50	4 6 2	3 9 9	8 6. 3
	55	5 9 4	5 1 4	8 6. 6
	60	7 3 7	6 3 5	8 6. 2
	平成元	7 9 7	6 7 8	8 5. 1
	2	8 5 5	7 3 1	8 5. 5
	3	8 5 6	7 3 6	8 6. 0
	4	8 5 8	7 4 3	8 6. 6
	5	8 4 3	7 3 1	8 6. 7
	6	8 2 2	7 1 3	8 6. 7
	7	8 0 2	6 9 4	8 6. 6
	8	8 2 4	7 1 0	8 6. 1
	9	8 2 7	7 0 8	8 5. 6

- (備考) 1. 民間給与所得者は「民間給与の実態」(国税庁)における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(非納税者を除く。)であり、申告所得者は、「申告所得税の実態」(国税庁)による。
2. 民間給与所得者の平成5年以降及び申告所得者の平成2年以降については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

損害保険料控除

1. 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



(備考) 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

(注) 住民税については、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高2,000円まで所得控除できる。

2. 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する生活用動産を保険又は共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の障害若しくは疾病により病院等に入院して医療費を支払ったことに基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- (イ) 損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約
- (ロ) 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の障害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約

3. 損害保険料控除の沿革

区 分	控 除 限 度 額	
	短 期	長 期
昭和39年	2,000円	10,000円
49年	3,000円	15,000円

(備考) 損害保険料控除制度は、昭和39年に創設された。

損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	損害保険料控除	適 用 割 合
民間給与所得者	昭和 年	万人	万人	%
	50	2, 4 0 4	5 6 3	2 3. 4
	55	2, 8 8 6	8 4 1	2 9. 2
	60	3, 1 3 1	9 2 5	2 9. 5
	平成元	3, 1 9 7	1, 2 5 6	3 9. 3
	2	3, 2 9 5	1, 3 1 7	4 0. 0
	3	3, 4 2 2	1, 3 8 3	4 0. 4
	4	3, 4 8 1	1, 4 2 0	4 0. 8
	5	3, 5 9 3	1, 4 7 9	4 1. 2
	6	3, 6 5 0	1, 5 3 7	4 2. 1
	7	3, 6 0 6	1, 5 0 9	4 1. 8
申告所得者	昭和 年	万人	万人	%
	50	4 6 2	2 5 4	5 5. 0
	55	5 9 4	3 2 2	5 4. 2
	60	7 3 7	4 2 6	5 7. 8
	平成元	7 9 7	4 7 3	5 9. 4
	2	8 5 5	5 0 6	5 9. 2
	3	8 5 6	5 1 0	5 9. 6
	4	8 5 8	5 2 2	6 0. 8
	5	8 4 3	5 1 6	6 1. 3
	6	8 2 2	5 1 3	6 2. 4
	7	8 0 2	4 9 5	6 1. 8
	8	8 2 4	5 1 1	6 2. 0
	9	8 2 7	5 1 5	6 2. 3

(参考)
持ち家率の実態
（「国勢調査」等）

	%
昭和50年調査	57.2
↓	
55年 "	60.7
↓	
60年 "	61.7
↓	
昭和63年調査	61.3
↓	
平成2年調査	61.2
↓	
平成5年調査	59.8
↓	
平成7年調査	60.2
↓	
平成10年調査	60.3

(注) ただし、昭和63年、平成5年、10年は「住宅統計調査」（総務庁）による。

(備考) 民間給与所得者は「民間給与の実態」（国税庁）における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（非納税者を除く。）であり、申告所得者は、「申告所得税の実態」（国税庁）による。

寄付金控除

制度の概要

特定寄付金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金（注１）
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金（注２）

$$\text{寄付金} = \left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄付金の} \\ \text{合計額（その額が総所得の25\%相} \\ \text{当額を超える場合には、総所得の} \\ \text{25\%相当額が限度）} \end{array} \right\} - 1 \text{万円}$$

（注１）指定寄付金

公益法人等に対する寄付金のうち、次に掲げる要件を満たすものとして大蔵大臣が指定したもの

- 広く一般に募集されること
- 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

（注２）特定公益増進法人に対する寄付金

- ① 公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄付金
- ② 特定の目的を有する認定特定公益信託に信託財産として支出される金銭

（参考）法人税

- (1) 国又は地方公共団体
に対する寄付金
 - (2) 指定寄付金（注１）
- は、法人の支出額の全額を損金に算入する。

- (3) 特定公益増進法人に対する寄付金（注２）

次の(4)の一般寄付金の損金算入限度額と同額の範囲内で、別枠で損金に算入する。

- (4) 一般寄付金（上記(1)、(2)、(3)以外の寄付金）

次の額を限度として損金に算入する。

$$\text{損金算入} = \left[\left(\text{資本等} \times \frac{2.5}{1,000} \right) + \left(\text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right) \right] \times \frac{1}{2}$$

限度額

（注１）（注２）所得税と同じ。

NPO法（「特定非営利活動促進法」）

附 則 （抄）

（検討）

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

↓
（平成13年11月30日）

NPO法（「特定非営利活動促進法」）の審議における附帯決議

附帯決議（抄）

参議院労働・社会政策委員会
平成十年三月三日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 二、特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。

↓
（平成12年11月30日）

附帯決議（抄）

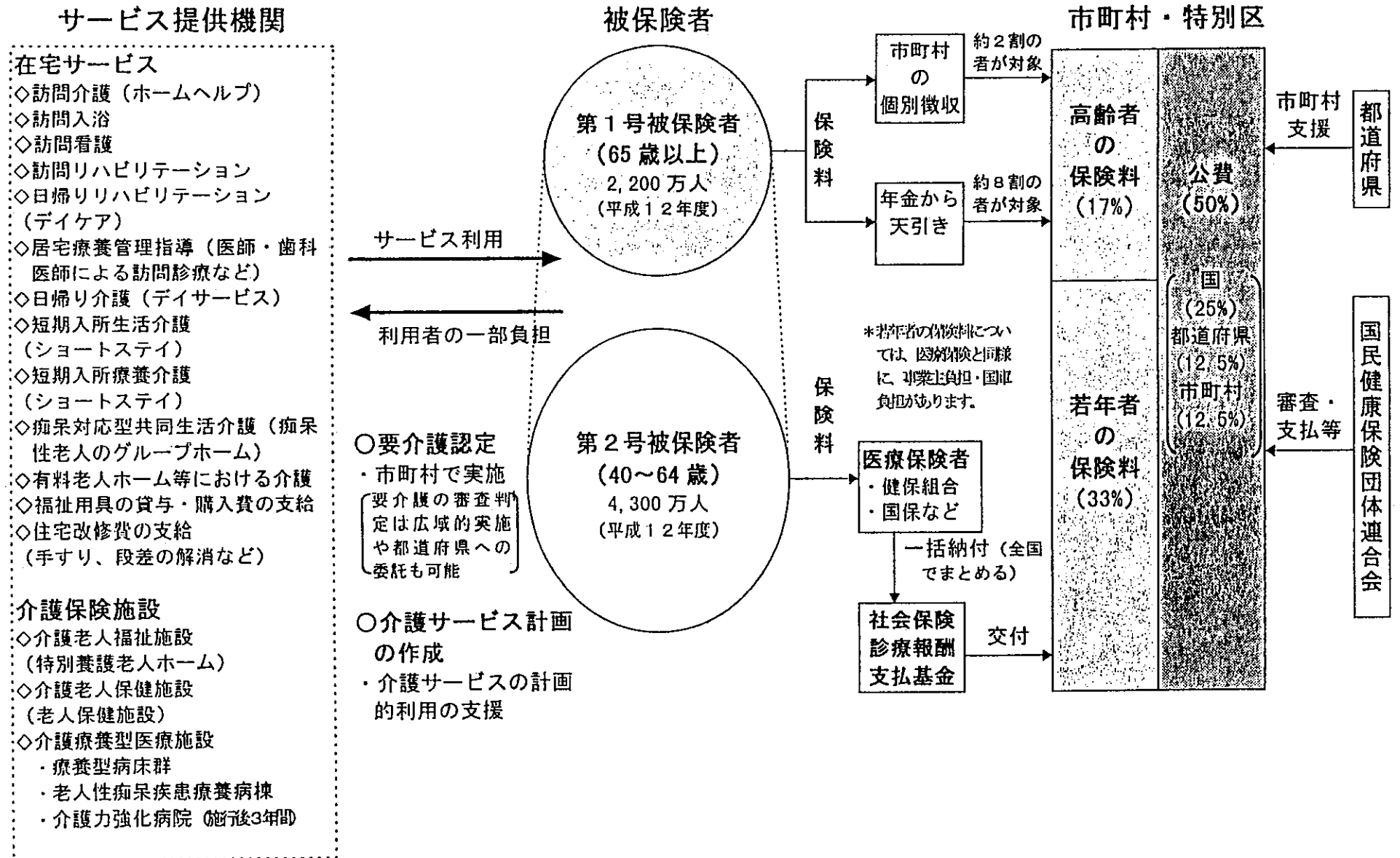
衆議院内閣委員会
平成十年三月十七日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

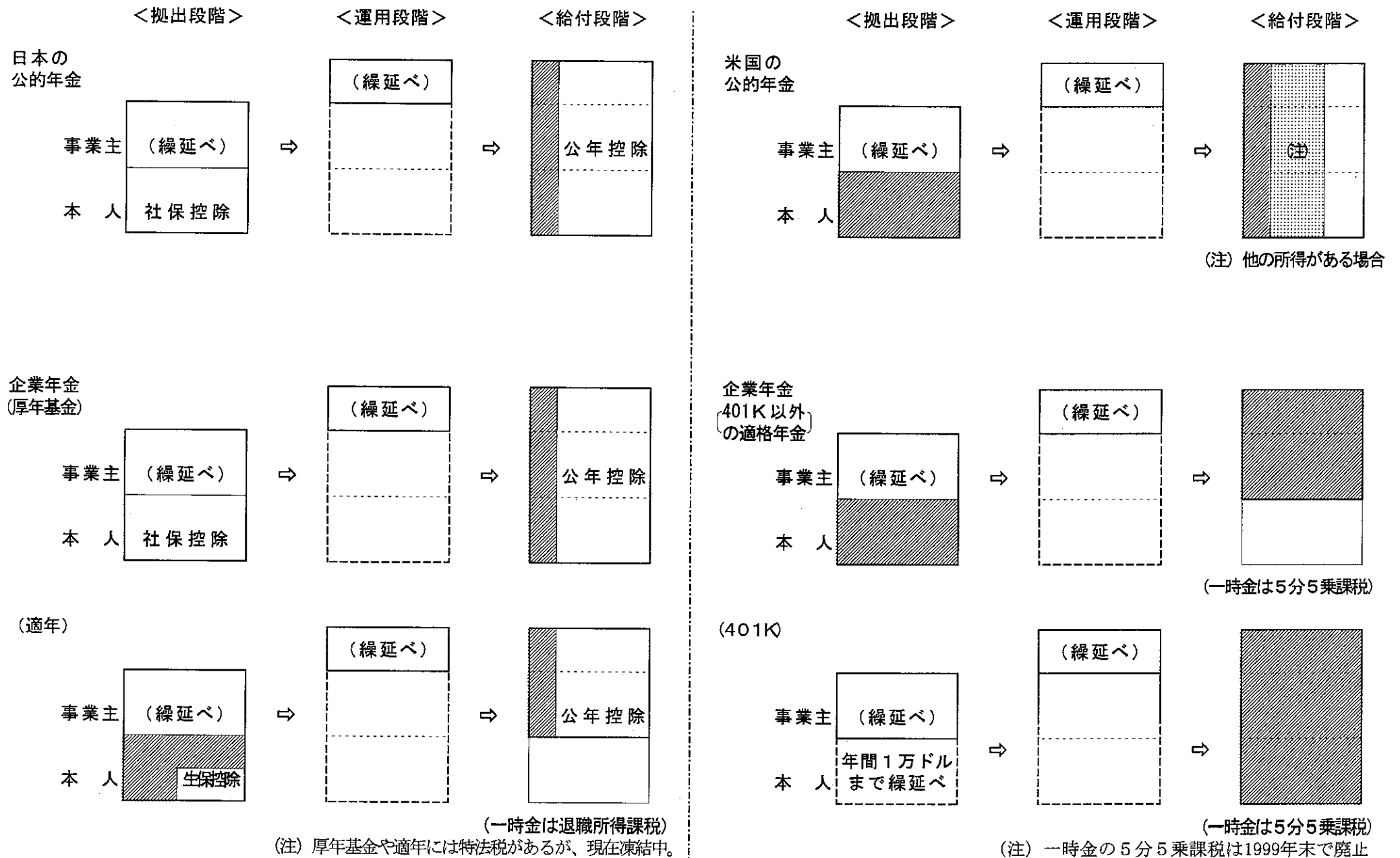
- 二、特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。

↓
（平成12年11月30日）

介護保険制度の概要



日米の企業年金課税について（イメージ図）



日米の貯蓄課税について（イメージ図）

